

私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）の取扱に関する留意事項

私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）（以下「補助金」という。）により取得し又は効用の増加した設備等の財産（以下「補助財産」という。）については、以下の点に留意の上、適切に取り扱うこと。

1. 取り扱いの基本的な考え方について

補助財産は、適正化法第 22 条、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱第 27 条及び私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第 27 条において、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意（※）をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこととされている。

※「善良なる管理者の注意」

取引上において一般的・客観的に要求される程度の注意をしなければならないという注意義務のことを言い、本補助事業に当てはめた場合、例えば、補助金で整備した授業用パソコン端末について、①設置教室の使用後の施錠等紛失・盗難防止措置、②故障の場合の部品交換・修理の速やかな実施等補助目的どおり使用可能な状態に維持すること等が考えられる。

2. 補助財産の具体的な処分の取り扱いについて

補助財産の処分については、平成 26 年 3 月 31 日付け 26 文科高第 1080 号文部科学省高等教育局長・生涯学習政策局長通知（以下「財産処分に係る通知」という。）により、その手続き等を示しているところであるが、その実施に当たっては、以下の点に留意すること。

（1）国庫納付金の算定方法

生涯学習政策局長通知の 3（1）に定める国庫納付金は、次のとおり算定する。

① 譲渡等の場合

$$\text{補助金額} \times \left[1 - \frac{\text{処分年度} - \text{整備年度}}{\text{財産処分制限期間}} \right] = \text{国庫納付金額}$$

※情報処理関係設備等については納入年月の翌月から処分年月までを月単位で算出。

② 貸与等の場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{貸与等の期間}}{\text{財産処分制限期間}} = \text{国庫納付金額}$$

（2）財産処分の申請又は報告の時期

財産処分は、文部科学大臣の承認後、又は文部科学大臣への報告後でなければ処分が行えないことから、時間的余裕を持って計画的に手続きを行うこと。

（3）担保に関する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付されることを条件として承認するものであるから、事前に時間的余裕を持って文部科学省に相談すること。

(4) 財産処分制限期間及び財産処分承認申請単位に関する考え方

- ① 私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）による補助財産は、当該補助財産を用いた授業を行う教室単位又は補助効果が現れる最小単位ごとに、例えば、校内LANの場合は、サーバから端末までの経路を合わせて1組として取り扱うものとする。
- ② ①の場合において、補助財産1組の取得価格が50万円以上の場合に係る処分制限期間は、平成13年度以降の補助財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）、それ以前の補助財産については、補助財産を整備した年度に適用された同一名称の告示において定める処分制限期間によるものとする。

※ 主な補助項目の財産処分制限期間

補 助 項 目	平成12年度以前 の補助金で整備	平成13年度以降 の補助金で整備
パーソナルコンピュータ	6年	4年
サーバ	6年	5年
周辺機器類（ソフトウェアを含む。）	（本体の財産処分制限期間に依存）	
通信ケーブル・ハブ・ルータ	9年	9年

3. 補助財産の有効な活用について

補助財産は、その管理を適切に行い、補助金交付の目的に従って、有効な活用を図る必要がある。

また、補助金交付の目的に従って利用できなくなった場合であっても、必要に応じ財産処分承認申請を行った上で、その補助財産のさらなる活用を考慮することが望まれる。

(1) 補助財産の有効活用事例（財産処分承認申請を要する事例）

- ① 授業で利用できなくなったパソコンについて、自習スペースに移設し、生徒が調べ学習等で利用。
- ② 学校独自で新しい機器に更新したため授業で利用しなくなったパソコンについて、高等学校に貸与し利用。

(2) 補助財産の有効活用事例（財産処分承認申請を要しない事例）

- ① パソコンについて、補助目的である教育に十分活用した上で、当該教育を行う授業に支障のない範囲内で、一時的な教員の教材作成や、附帯事業等のための使用又は貸付け。
（恒常的に使用等させる場合は、申請を要する。）
- ② パソコンについて、補助目的である授業に十分に活用した上で、当該授業に支障のない範囲内で、併設されている専修学校高等課程での授業に利用。

(参考 1)

1. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)(抄)
(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)(抄)

(処分を制限する財産)

第 13 条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第 14 条 法第 22 条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合